

平成19年2月20日

広島市議会議長
藤田博之様

提出者
広島市議会議員

金子和彦	木山徳和
倉本忠宏	元田賢治
沖宗正明	熊本憲三
松坂知恒	中本弘
山本誠	永田雅紀

市民の期待にこたえる政務調査費制度の確立に関する決議案

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

市民の期待にこたえる政務調査費制度の確立に関する決議案

地方議会の活性化を図る観点から、議員の調査活動の基盤を強化するなどのために、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務調査費が平成12年に制度化された。

広島市においても、広島市議会の会派に対する政務調査費の交付に関する条例（以下、「政務調査費交付条例」という。）を定め、平成13年度から会派に対して政務調査費を交付することとされているが、そうした中、情報公開を進める要請を勘案し、その使途の透明性の観点から、収支報告書に領収証書を添付することについて、議長の私的諮問機関である議員定数等検討会議において検討を行うこととされた。

同会議では、議長から当該事項について諮問された後、精力的に協議・検討が重ねられた結果、平成17年12月、人件費、事務所費等を除く、1件5万円以上の支出については、収支報告書に領収証書を添付するという検討結果が議長に報告された。

こうした報告を受け、議会としては、各派幹事長会議を開催し、会派間の意見交換など更に協議・検討を重ね、全会派の合意の下に、政務調査費の使途の透明性を高める第一歩として、平成18年度分から、1件5万円以上の支出については、収支報告書に領収証書を添付することから開始することとされ、平成18年第2回広島市議会定例会において、政務調査費交付条例の一部改正案が全会一致で可決されたところである。

今後、領収証書の添付された収支報告書が各会派から提出されることになるが、市議会では、その状況を踏まえて、更なる改革を進めていかなければならない。

また、この度、住民監査請求の監査結果で、政務調査費の使途において、違法又は不当な支出があったことが明らかにされたことは誠に遺憾である。

今回の監査の指摘は、支出に係る領収証書は保管されていたものの、その使途が不明であったことや私的経費への流用がなされていたといったように、領収証書の添付よりも使途の内容が問題となったものであり、我々としては、その結果を真しに受け

止めなければならないと考えているところである。

こうした中で、日本共産党及び無党派クラブから、今議会に、すべての支出について収支報告書に領収証書を添付することを義務付ける政務調査費交付条例の一部改正案が提案されたが、この度の監査結果で求められた制度の改善については十分対応できていない。

さらに、これまでの議会内での議論や合意を全く無視した、まさしく世間の注目を集めるだけのものであると言わざるを得ない。

よって、市議会としては、これまでの議会内での議論や今回の監査結果から得られる教訓を踏まえ、今議会に提案されたような修正ではなく、詳細かつ具体的な使途基準の策定など、真に市民の信頼を得るに足る政務調査費制度の確立に向けた取組を自ら進めることにより、市民の負託にこたえていくことを表明する。

以上、決議する。

平成19年2月 日

広島市議会